

手配旅行条件書

株式会社Loco Partners
東京都港区東新橋2丁目14番1号コモディオ汐留4階
東京都知事登録旅行業 第3-6623号

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

(1)本旅行条件書の対象は、株式会社Loco Partners(東京都港区東新橋2丁目14番1号コモディオ汐留4階、東京都知事登録旅行業 第3-6623号) (以下「当社と言います」) が「Reluxコンシェルジュデスク」を通じて媒介により手配する、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行関連サービスとします。

(2)当社とお客様との間の手配旅行契約の内容および条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部 (以下「当社約款」といいます) ならびに「サービス利用規約」が規定するところによります。

2. 手配旅行契約

(1)お客様からの申込みにより、当社とお客様の間では、手配旅行契約を締結することになります。

(2)手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス (以下「旅行サービス」といいます) の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ、申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は、旅行代金・取消料・取消手数料その他、お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

(2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立いたします。

(3)本項(2)の規定にかかわらず、申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面を交付した場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。なお、郵送の場合は当社が発信した時点、ファクシミリ、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立いたします。

(4)お申し込み及び申込書への記入において、氏名 (スペル) はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申し込みください。

4. 申込条件

(1)お申し込み時点で18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。

(2)旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。

(3)健康を損なわれている方、心身に障がいのある方、アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください) あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要と

される措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は手配先の運送・宿泊機関等にその旨をお伝えします。

(4)お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(5)お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(6)お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(7)その他当社の業務上の都合により、お申し込みをお断りすることがあります。

5. ご旅行代金

(1)旅行代金は、旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。(旅行代金を現地払いにてお申込みいただいた場合は、宿泊日初日の宿泊施設チェックイン時に当該宿泊機関にお支払いいただきます。)

(2)当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合、旅行代金を変更することがあります。

この場合、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

6. 旅行業務取扱料金

(1)当社は、旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます）のほか、「別紙」に掲げる旅行業務取扱料金を申し受けます。

(2)お客様が手配を依頼した運送・宿泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合でも、お客様は所定の旅行業務取扱料金をお支払いいただく場合があります。

7. 契約内容の変更

(1)お客様から旅行日程・旅行サービス等の旅行契約内容の変更があった場合、当社は可能な限りその求めに応じます。

(2)本項(1)により契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取り消すために運送・宿泊機関等に対して支払う取消料・違約料その他の手配変更に必要な費用は、お客様のご負担となります。

(3)上記変更に必要な費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更手続料をお支払いいただきます。

※変更についての規定及び変更料・変更手続料については、お申し込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。別紙にてご確認ください。

8. 契約の解除

(1)お客様による任意解除

お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、契約の解除は、当社が指定する営業時間までにお申し出ください。当社営業時間外に契約の解除をお申し出いただいた場合は、翌営業日のお取り扱いとなります。

① お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用

② お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用

③ 当社所定の取扱料金、取消手続料

※取り消しについての規定及び取消料・取消手数料については、お申し込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。別紙にてご確認ください。

(2)お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様のご負担となります。

- ① お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
- ② お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
- ③ 当社所定の取扱料金、取消手数料

(3)当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金からお客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を差し引いてお客様に払い戻しいたします。

9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

(1)当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

(2)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。

(3)契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、当社の個人情報保護方針に沿った第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

(4)契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(5)当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。

(6)旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

10. 当社の責任

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。（損害発生の翌日から起算し2年以内に当社に対して通知があった場合に限り）

(2)手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内（国内旅行は14日以内）に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償いたします。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）

(3)免責事項

当社はお客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由（以下に例示）により被害を被ったとき、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取り消され、又は旅行日程が変更された場合
- ② 航空会社の過剰予約受付（オーバーブッキング）により予約を取り消され、又は搭乗を拒否された場合
- ③ お客様がお出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時間の確認を怠ったため予約を取り消され、又は航空券が無効になった場合
- ④ お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、若しくは搭乗手続後に予定便に搭乗できなかった場合
- ⑤ お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭った場合
- ⑥ 旅券（パスポート）の残存有効期間の不足及び査証（ビザ）の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合
- ⑦ パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合
- ⑧ お客様のご都合又は乗り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

11. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければいけません。

12. お客様が出発までに実施する事項

(1)旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。また、渡航先国で予防接種証明書が必要とされる場合は、当該証明書をお持ちください。これら渡航手続等の代行については、渡航手続代行料金をいただいております。

(2)衛生情報について

渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。

厚生労働省検疫所海外で健康に過ごすために <http://www.forth.go.jp/>

(3)海外危険情報について

渡航先によっては、外務省より「海外危険情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班）03-5501-8162

(4)旅行傷害保険について

海外では予期せぬアクシデントやトラブルに巻き込まれ、予想外に高額な出費となる場合がございます。安心して安全なご旅行のためにも、お客様ご自身で海外旅行保険に加入することをお勧めします。

13. 空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

(1)航空券発券時に徴収となります空港諸税、燃油サーチャージ等は運賃本体には含まれておりません。

旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。
なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。

(2)日本円換算額は、旅行契約の成立時点で確定します。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。

(3)本項(2)の規定にかかわらず、発券時に、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には、本項(2)で確定した日本円換算額との差額（契約成立時と発券時の差額）を追加徴収、返金いたします。

(4)燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料・取消手数料を申し受けます。